

一般社団法人メディカルリズム協会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条

当法人は、一般社団法人メディカルリズム協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条

当法人は、主たる事務所を東京都足立区に置く。

(目的)

第3条

当法人は、打楽器を使ったコミュニケーションプログラム（グループドラミング）を広く一般に提案する活動をし、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- ①KENKO BEATプログラムの研究開発
- ②KENKO BEATファシリテーターならびにKENKO BEATプロバイダーの認定
- ③人材育成のための教育事業
- ④グループドラミングファシリテーションに関する情報提供及び出版
- ⑤楽器ならびに関連物品の開発販売
- ⑥前各号に付帯する一切の業務

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条

当法人の会員は、次の2種とし、正会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- ①正会員 当法人の目的に賛同し入会したもの
- ②賛助会員 当法人の事業を援助する目的で入会した者

(入会)

第6条

会員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費の負担）

第7条

会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条

会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

前項の場合の他、会員は次に掲げる事由により退会する。

- ①総社員の同意
- ②死亡又は解散
- ③除名

（除名）

第9条

会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- ①本定款その他の規則に違反した時
- ②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反するをした時
- ③その他の除名する正当な理由がある時

（会員資格の喪失）

第10条

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに至った時は、その資格を喪失する。

- ①会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- ②総正会員が同意したとき
- ③当該会員が死亡または失踪宣告を受け、または解散したとき

（会員資格喪失に伴う権利および義務）

第11条

会員が前3条の規定によりその資格を喪失した時は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

（社員名簿）

第12条

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

（設立時の社員の氏名及び住所）

第13条

設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

東京都足立区綾瀬6丁目2番2号

若林 毅

香川県高松市牟礼町牟礼379番地16

十河 秀夫

山口県光市大字牛島763番地1

重岡 敬之

山口県周南市粕島135

三由 野

千葉県松戸市小金原6丁目13番

野田 憲一

山口県周南市秋月四丁目17番17号

西村 尚倫

第3章 社員総会

（社員総会）

第14条

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催するものとする。

（構成）

第15条

当法人の社員総会は、すべての正会員をもって構成する

（開催地）

第16条

当法人の社員総会は、主たる事務所の所在地（東京都足立区）または代表理事が指定する場所において開催するものとする。

（招集）

第17条

当法人の社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

社員総会の招集は、理事の過半数でこれを決する。

（決議の方法）

第18条

当法人の社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

（議決権）

第19条

各社員は、各1個の議決権を有する。

（議長）

第20条

当法人の社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の互選により議長を定める。

（議事録）

第21条

当法人の社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 理事及び監事

（員数）

第22条

当法人には、理事7名以内及び監事1名を置く。

（資格）

第23条

当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

選任は、理事会の決議により行うものとする。

（任期）

第24条

理事および監事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した理事の補欠として、または、増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監事の補欠として、または、増員により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（代表理事）

第25条

当法人には、代表理事（理事長）3名以内を置き、理事会の決議によりこれを定める。
代表理事（理事長）は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

（理事及び監事の報酬）

第26条

理事及び監事の報酬は、それぞれ理事会の決議をもって定める。

第5章 理事会

（構成）

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- ①当法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③理事の選定及び解職

（招集）

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計算

（事業年度）

第33条

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金分配の禁止）

第34条

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第35条

この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第36条

当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員 の議決の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由に よって解散する。

（残余財産の帰属）

第37条

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

（最初の事業年度）

第38条

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

（最初の役員）

第39条

当法人の最初の役員は、次のとおりとする。

理事	十河 秀夫
	重岡 敬之
	沼田 光生
	三由 野
	野田 憲一

代表理事 若林 毅
監事 西村 尚倫

（最初の理事及び監事の任期）

第40条

当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

（根拠法令）

第41条

この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人メディカルリズム協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年 4月1日

設立時社員 十河 秀夫

設立時社員 重岡 敬之

設立時社員 三由 野

設立時社員 野田 憲一

設立時社員 若林 毅

設立時社員 西村 尚倫

附則（令和5年6月29日 臨時社員総会議決）